

今月のトピックス

令和3年5月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《標準報酬月額の特例改定について～特例改定の期間が延長されました～》

令和2年4月から令和3年3月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方に、特例で標準報酬月額の改定を翌月から可能とする措置が講じられておりました。

この特例改定の対象期間が令和3年4月から令和3年7月までに延長されました。特例改定の要件についての変更はありません。

【特例改定の要件】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより報酬が著しく低下した月が生じた方
- ② 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方 ※固定的賃金（基本給、時給等単価）の変動がない場合も対象
- ③ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意していること

※令和2年8月から令和2年12月までの対象期間の届出受付は**令和3年3月1日**で終了しています。

※令和3年1月から令和3年3月までの対象期間の届出受付は令和3年5月末まで、令和3年4月から7月までの期間の届出受付は**令和3年9月末日まで（必着）**です。

なお、特例改定後に休業が回復し、以下の1及び2の要件を満たした場合は**休業が回復した月（注1）の翌月から**標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要となります。

1. 次のいずれかに該当し特例による標準報酬月額の改定または決定が行われている方

- ・令和2年8月から令和3年7月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がったことにより、標準報酬月額の特例改定を受けている方
- ・令和2年4月または令和2年5月に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方のうち、令和2年8月に支払われた報酬にて定時決定の保険者算定を受けている方

2. 休業が回復した月の報酬総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がる方

（注1：実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月）

《新しい履歴書の様式例について》

令和3年4月16日、厚生労働省より新たな履歴書の様式例を作成したと発表がありました。

この新様式の公表と併せまして、同省は事業主の皆様へ「採用選考時に本様式例を参考にしつつ公正な採用選考をお願いします。」と呼びかけています。

なお、厚生労働省の新様式例と日本規格協会が示していたこれまでの履歴書様式例（JIS規格様式例）との異なる点については以下のとおりです。

- ① 性別欄は〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄に。未記載とすることも可能
- ② 「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各項目は設けない

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。